適用日から平成二十七年三月三十日まで	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日まで	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日まで	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十日まで	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十日まで	八十パーセント

2　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この項において「新漁協告示」という。）第十二条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

附則第五条第一項及び第三項中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第三号」に改める。

○法務省告示第百四十二号

少年院種別表（昭和二十五年法務府告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日　法務大臣　谷垣　禎一

少年院種別表愛知少年院の項及び岡山少年院の項中「特別少年院」を削り、同表の備考中「和泉学園所轄泉南学寮」の上に「北海少年院所轄紫明女子学院については北海少年院から、」を加える。

○文部科学省告示第五十六号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　文部科学大臣　下村　博文

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第五十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　文部科学大臣　下村　博文

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・二六	一・三〇	一・一三	一・一五	一・〇一	一・〇六	〇・九六	一・〇一	〇・九三	一・〇七
	五年以上一〇年未満	一・二五	一・一九	一・二一	一・一四	一・〇一	一・〇五	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇六
	一〇年以上一五年未満	一・一八	一・一五	一・一四	一・一一	一・〇九	一・〇七	〇・九二	一・〇三	〇・八九	一・〇五
	一五年以上二〇年未満	一・〇九	一・一〇	一・〇六	一・〇七	一・〇四	一・〇五	〇・九九	一・〇二	〇・九六	一・〇四
	二〇年以上二五年未満	一・〇一	一・〇六	〇・九八	一・〇三	〇・九五	一・〇二	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇二
	二五年以上	〇・九六	一・〇一	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇	〇・八五	一・〇〇
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	五年未満	一・一三	一・一五	一・〇六	一・〇七	一・〇二	一・〇五	〇・九八	一・〇二	〇・九五	一・〇四
	五年以上一〇年未満	一・一二	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一〇年以上一五年未満	一・一四	一・一一	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一五年以上二〇年未満	一・〇六	一・〇七	一・〇二	一・〇三	〇・九八	一・〇一	〇・九四	一・〇一	〇・九一	一・〇一
	二〇年以上二五年未満	一・〇二	一・〇三	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	五年未満	一・一三	一・一五	一・〇六	一・〇七	一・〇二	一・〇五	〇・九八	一・〇二	〇・九五	一・〇四
	五年以上一〇年未満	一・一二	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一〇年以上一五年未満	一・一四	一・一一	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一五年以上二〇年未満	一・〇六	一・〇七	一・〇二	一・〇三	〇・九八	一・〇一	〇・九四	一・〇一	〇・九一	一・〇一
	二〇年以上二五年未満	一・〇二	一・〇三	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	五年未満	一・一二	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	五年以上一〇年未満	一・一一	一・一三	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一〇年以上一五年未満	一・一三	一・一〇	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一五年以上二〇年未満	一・〇七	一・〇八	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇二	〇・九五	一・〇二	〇・九二	一・〇二
	二〇年以上二五年未満	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	五年未満	一・一二	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	五年以上一〇年未満	一・一一	一・一三	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一〇年以上一五年未満	一・一三	一・一〇	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一五年以上二〇年未満	一・〇七	一・〇八	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇二	〇・九五	一・〇二	〇・九二	一・〇二
	二〇年以上二五年未満	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	五年未満	一・一二	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	五年以上一〇年未満	一・一一	一・一三	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一〇年以上一五年未満	一・一三	一・一〇	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一五年以上二〇年未満	一・〇七	一・〇八	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇二	〇・九五	一・〇二	〇・九二	一・〇二
	二〇年以上二五年未満	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	五年未満	一・一四	一・一四	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	五年以上一〇年未満	一・一二	一・一三	一・〇四	一・〇五	一・〇〇	一・〇三	〇・九六	一・〇〇	〇・九三	一・〇二
	一〇年以上一五年未満	一・一三	一・一〇	一・〇五	一・〇六	一・〇一	一・〇四	〇・九七	一・〇一	〇・九四	一・〇三
	一五年以上二〇年未満	一・〇七	一・〇八	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇二	〇・九五	一・〇二	〇・九二	一・〇二
	二〇年以上二五年未満	一・〇三	一・〇四	〇・九九	一・〇〇	〇・九五	一・〇〇	〇・九二	一・〇〇	〇・八九	一・〇〇
	二五年以上	一・〇〇	一・〇一	〇・九七	一・〇〇	〇・九三	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・八七	一・〇〇